

吉田川・高城川流域水害対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づき組織し、「吉田川・高城川流域水害対策協議会」（以下「協議会」と称する。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい吉田川・高城川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した、総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会には座長を置くものとし、座長は東北地方整備局長が務める。
- 3 協議会の招集は座長が行う。
- 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 5 協議会は、必要に応じて実務者会議を設置することができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 吉田川・高城川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
- 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北上川下流河川事務所流域治水課および宮城県土木部河川課で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和5年8月〇〇日から施行する。

吉田川・高城川流域水害対策協議会 委員（案）

○印は座長

宮城県知事

仙台市長

東松島市長

大崎市長

富谷市長

松島町長

利府町長

大和町長

大郷町長

大衡村長

色麻町長

特定非営利活動法人 防災士会みやぎ 理事長

りゅうちるネットワーク 代表

農林水産省 東北農政局 局長

林野庁 東北森林管理局 宮城北部森林管理署長

国土交通省 国土地理院 東北地方測量部長

気象庁 仙台管区气象台 气象台長

○ 国土交通省 東北地方整備局 局長